

海外療養費の支給申請時の確認について

平素は当組合の事業運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、海外において診療を受けた場合、被保険者証の利用ができないことから申請を行っていただき審査のうえ海外療養費として支給をしているところです。この度、厚生労働省から海外療養費の不正請求事案が複数明らかになっていることから、その審査をより厳格に行うよう通知がありました。

昨今、産業の国際化に伴い、海外に現地拠点を置く事業所様も増加してきており、当組合においても下記のような取り組みを実施させていただくことといたしましたのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(添付いただく書類)

- 1 海外旅行など一時的な滞在時に治療を受けた場合
パスポートの写し
- 2 業務上海外に滞在している際に治療を受けた場合
事業主の赴任命令証明書(赴任期間中の診療について1回目のみ)

その他、申請書提出後当組合の審査において当該医療機関に対し診療事実及び診療内容の確認を行うことがあります。このことに対する同意をいただくために「調査に関わる同意書及び署名・押印欄」を支給申請ごと、患者ごとに作成をお願いします。海外の医療機関に照会する可能性があるため和文・英文の両方に記入をお願いします。同意書の有効期限は署名日から3か月です。

審査の結果、療養の行われた事実がなく、又は行われた療養等の内容が支給申請に係る療養等の内容と著しく異なることが確認された場合等、偽りその他不正の行為によって海外療養費の支給を受けようとしたものと認められる場合には、不正請求として不支給決定を行い、厚生労働省へ報告するほか警察と連携を図るなど厳正な対応を行います。

神戸機械金属健康保険組合理事長様

滞在証明書

記 号

番 号

被保険者名

滞 在 者 名

滞 在 場 所

滞 在 期 間

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名

事業主名

印